

# 簡易水道事業 経営戦略

～次世代につなげる上関町の水道～

平成29年3月

上関町

## 目次

第1章 経営戦略策定の趣旨	P 1
1. 策定の趣旨	P 1
2. 計画の期間	P 1
3. 進捗管理	P 1
第2章 上関町の水道施設概要	P 2
第3章 水道事業を取り巻く環境の変化	P 3
1. 人口の減少	P 3
2. 有収水量の減少	P 5
3. 使用料収入の減少	P 6
4. 水道施設の老朽化	P 7
5. 水道に関わる人材の減少	P 9
6. 水道事業の財政状況の変化	P 9
第4章 基本理念と目指す方向性	P 12
1. 水道に関わる人材の確保・育成	P 13
2. 管路・施設情報の把握と活用	P 13
3. 効率的な水道事業の運営	P 14
4. 自主財源の確保	P 16
5. 水道事業の広域化の検討	P 17
参考資料 投資財政計画(収支計画)	P 18

# 第1章 経営戦略の策定の趣旨

## 1. 策定の趣旨

上関町の水道事業では、少子高齢化や人口減少等により使用料収入の減少が続いており、一方では施設や管路の老朽化に伴う修繕や更新費用の増加が見込まれています。この傾向は今後も続いていくと見込まれ、さらに経営環境が厳しくなる中で水道事業を運営していくためには、更なる経費縮減を行うとともに自主財源の確保を図るといった取り組みが極めて重要となっています。

これらのことから、この経営戦略は、地域の現状と将来見通しを踏まえ環境の変化に適切に対応し「**これまで築き上げてきた水道事業を、次世代に確実に引き継ぐ**」ために第4次上関町総合計画との整合性を図りながら、本町の水道事業が進むべき方向として、中・長期的な事業運営の方針を示したものです。

## 2. 計画の期間

計画期間は、平成28年度から37年度までの10年間とし平成32年度に見直しを行います。ただし、経営戦略と実績との差が大きい場合、経営戦略の前提となる経営・財政の条件が大幅に変更になった場合にも見直しを行います。

## 3. 進捗管理

経営戦略の実施については、計画（Plan）・実施（Do）・検証（Check）・見直し（Action）の、いわゆる**PDCAサイクル**により評価・検証を行います。

さらにアセットマネジメントの活用により、事業の進捗や財政状況を把握することで、中・長期的な視点での進捗管理を行います。

### ※アセットマネジメント

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動

## 第2章 上関町の水道施設概要

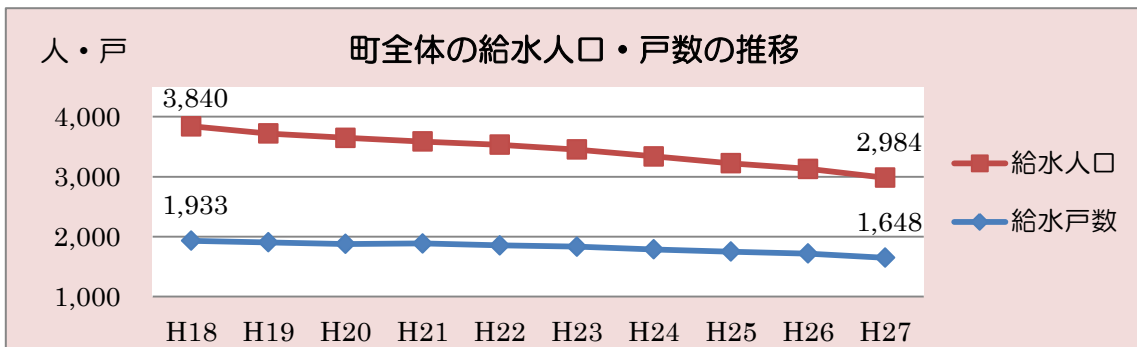
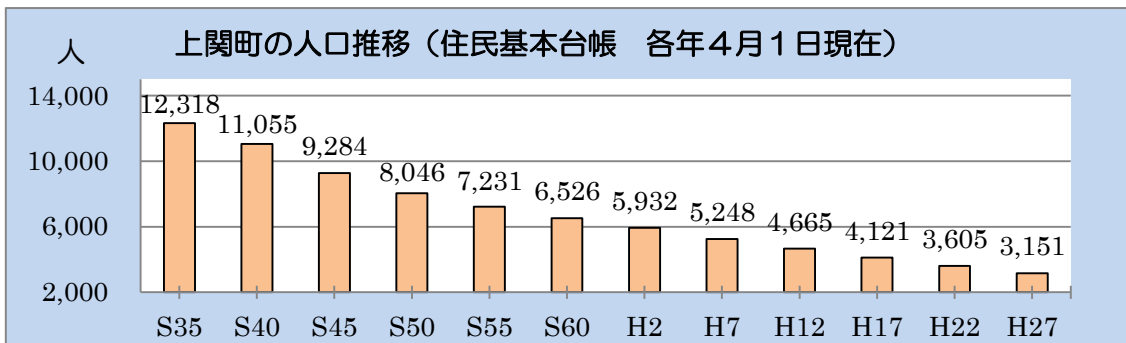
事業の名称		上関統合簡易水道	祝島簡易水道	八島簡易水道
認可年月日		(当初) 昭和31年12月15日	(当初) 昭和32年3月31日	(当初) 昭和39年9月21日
		(現在) 平成22年4月1日	(現在) 昭和55年1月21日	(現在) 昭和39年9月21日
計 画	給水人口	3,844人	1,500人	530人
	一日最大取水量	1,657m <sup>3</sup>	352m <sup>3</sup>	94m <sup>3</sup>
	一日最大給水量	1,641m <sup>3</sup>	320m <sup>3</sup>	54m <sup>3</sup>
	一人一日最大給水量	474ℓ	213ℓ	102ℓ
	一人一日平均給水量	398ℓ	160ℓ	75ℓ
現在施設能力		1,800m <sup>3</sup> /日	650m <sup>3</sup> /日	60m <sup>3</sup> /日
水源種別		浄水受水	表流水	深井戸・表流水
浄水方法		追加消毒のみ	急速及び緩速ろ過	緩速ろ過
配水池及び容量		上関受配水池 418 t	祝島浄水場 100 t	八島配水池 28.6 t
		室津受配水池 368 t	祝島高区配水池 22.5 t	
		上関調整池 100 t		
		室津調整池 187 t		
		志田調整池 60 t		
		練尾加圧ポンプ所 3 t		
		練尾高区調整池 30 t		
		練尾低区減圧層 2.25 t × 2池		
		尾熊毛減圧層 4 t		
		大津調整池 48 t		
		蒲井調整池 52 t		
		白井田調整池 144 t		
四代調整池 82 t				
送水ポンプ箇所		上関受配水池 3台	三浦ポンプ所 2台	沢ノ脇深井戸 1台
		室津受配水池 2台	P Cタンク 1台	盛ポンプ所 1台
		練尾加圧ポンプ所 2台	長磯ポンプ所 2台	三浦ポンプ所 2台
			祝島浄水場 2台	

# 第3章 水道事業を取り巻く環境の変化

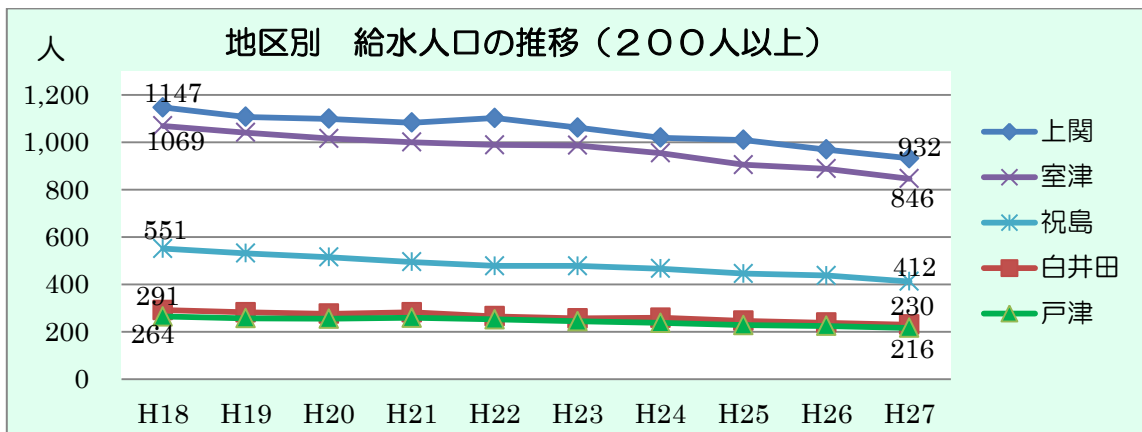
## 1. 人口の減少

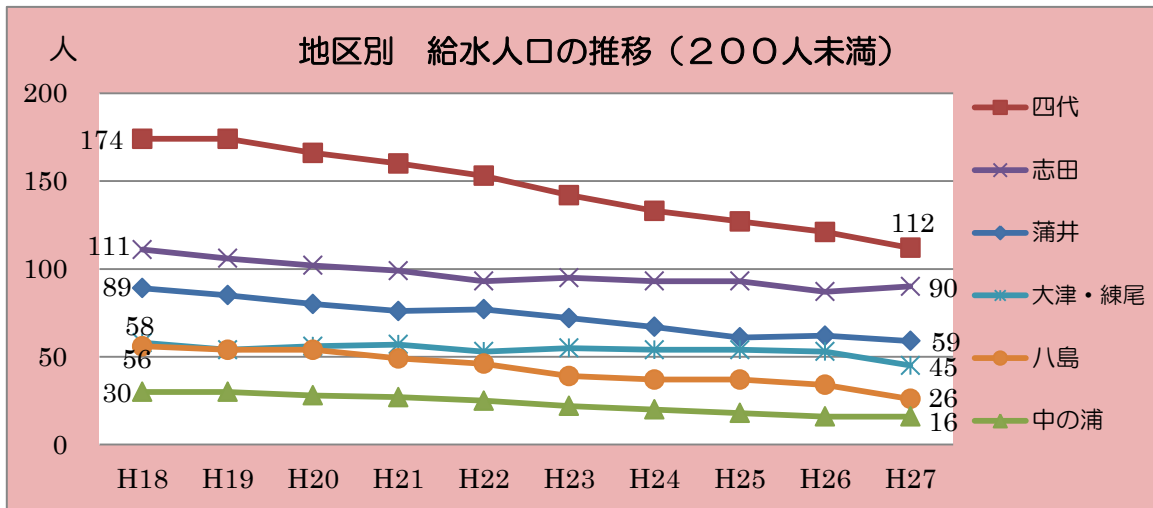
### (1) 過去10年間の人口推移

上関町の人口は、昭和40年までは1万人を超えていましたが、平成27年には3,151人となっています。この10年間で町の人口が約1,000人減少しており急速な人口減少が続いています。



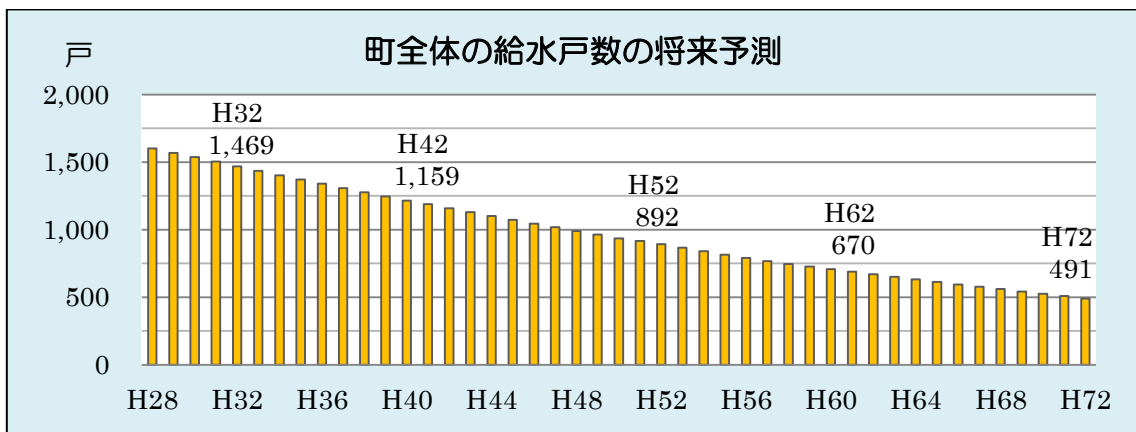
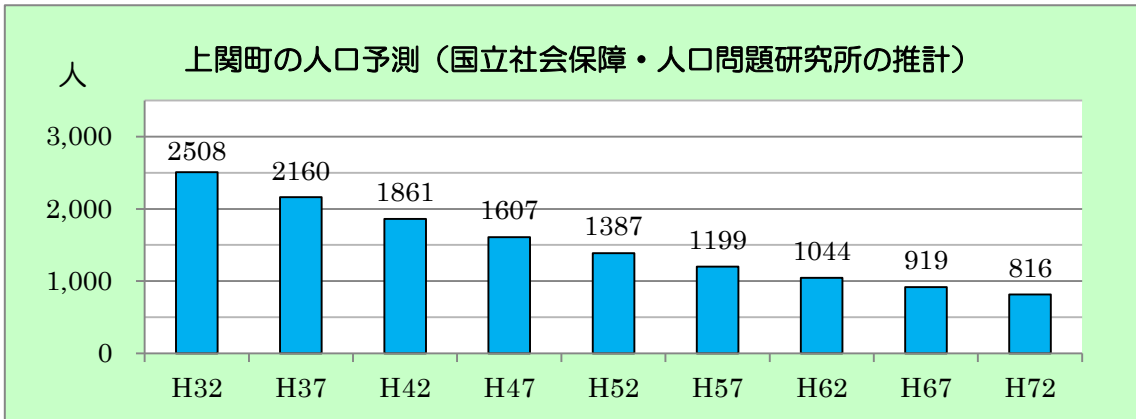
過去10年間の各地区別給水人口の推移は次のグラフのとおりです。全ての地区において減少傾向にあります。祝島・八島・四代・蒲井・中の浦・大津・練尾地区においては他の地区に比べ給水人口の減少率が大きくなっています。





## (2) 将来の人口予測と給水人口予測

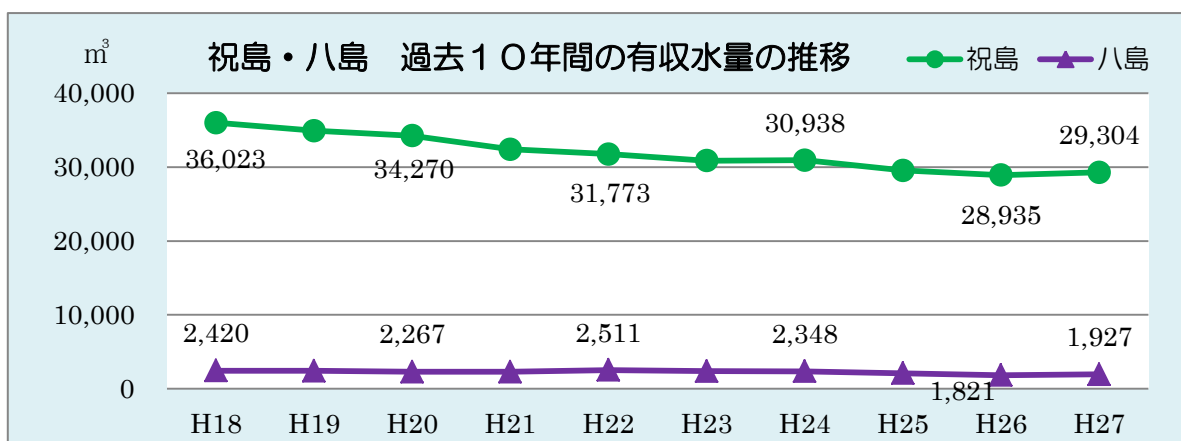
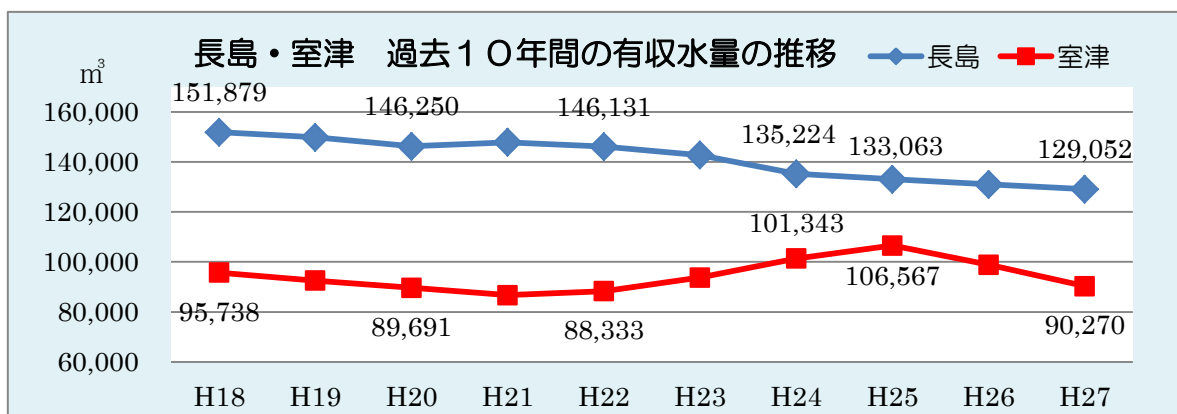
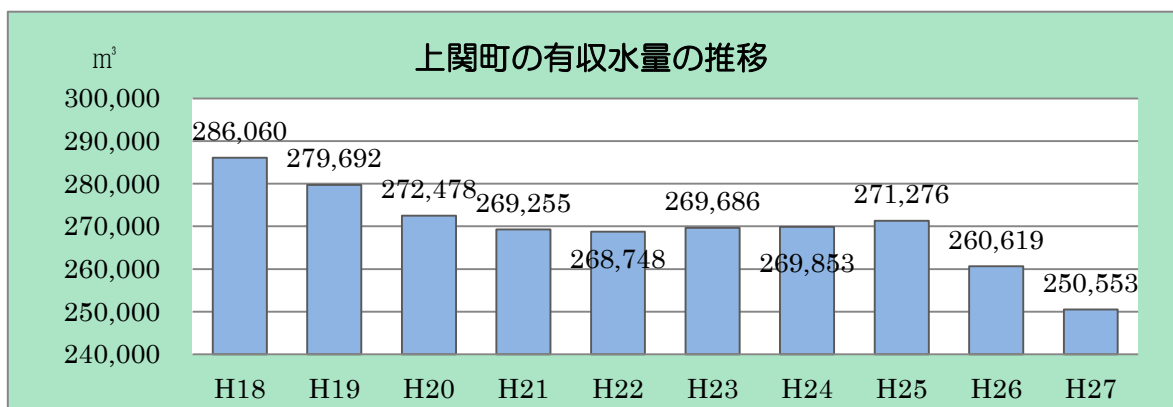
国立社会保障人口問題研究所の上関町の人口予測によると平成37年に2,160人、平成47年には1,607人となっています。水道加入率は99.4%であることから、上関町の給水人口予測は、上記の人口予測とほぼ同じ数値になると思われます。人口の減少は、有収水量（使用料収入の対象となった水量）の減少や使用料収入の減少の大きな原因となります。



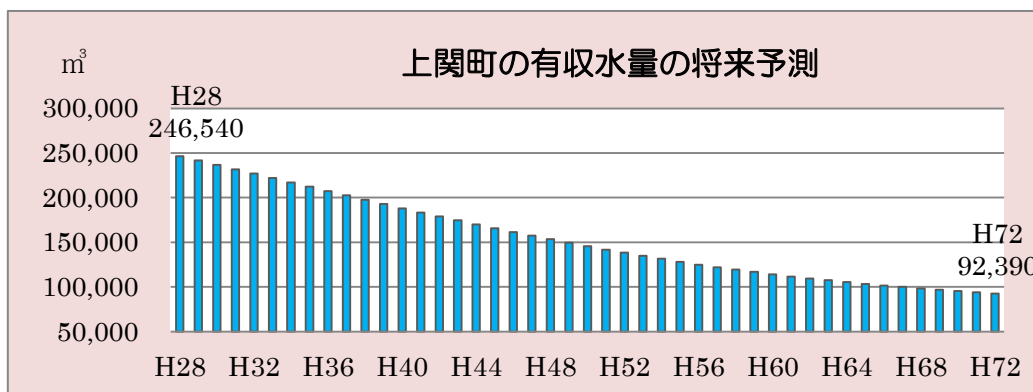
## 2. 有収水量の減少

近年の水需要は人口減少などにより年々減少しています。この傾向は、今後も継続するものと考えられます。水道事業では使用料収入が主な財源であるため、水需要の減少は使用料収入の減少につながり、一般会計からの繰入金が増加などが懸念されています。

※有収水量とは使用料収入の対象となった水量のことです。

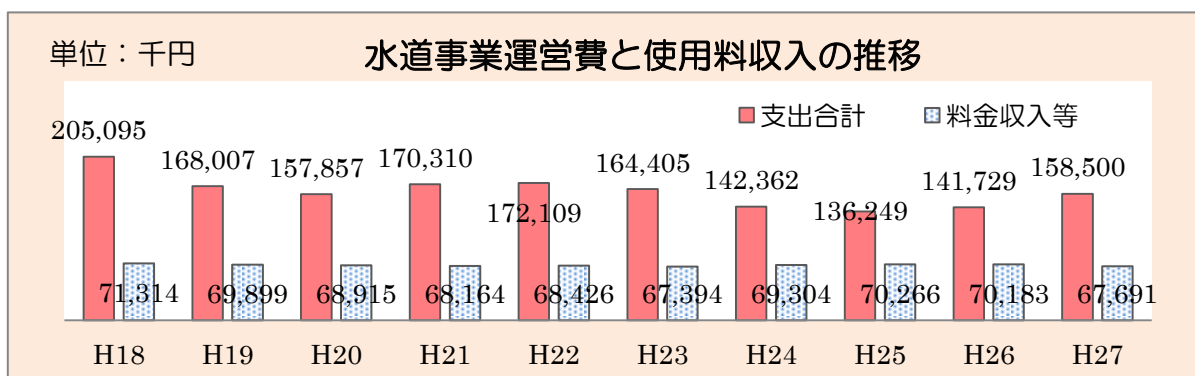
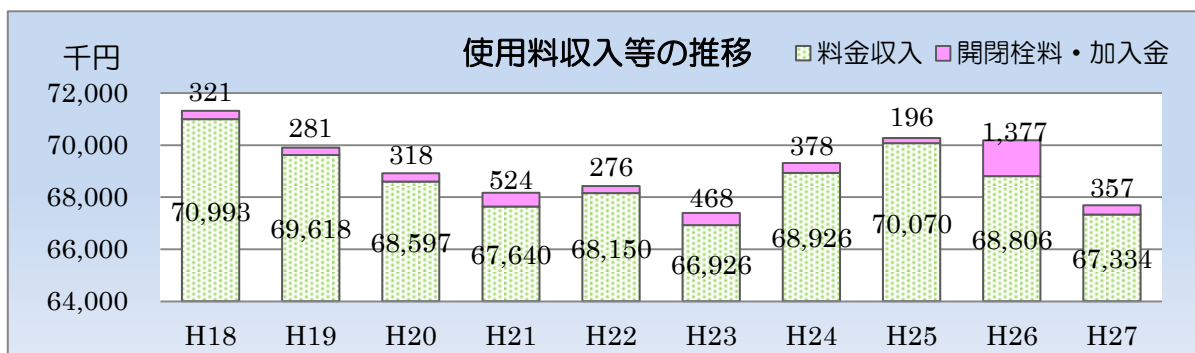


平成24年12月に上関海峡温泉がオープンしたことで平成23年度から25年度の有収水量は一時的に増加しています。しかし、平成26年度から給水人口や戸数の減少等により有収水量は再び減少しています。今後も有収水量の減少傾向は続いていくものと思われます。



### 3. 使用料収入の減少

人口の減少などの理由により有収水量（使用料収入の対象となった水量）は年々減少し、それに伴い使用料収入も減少し続けています。今後もこの減少傾向は続いていくと考えられます。水道事業に必要な運営費が使用料収入を大きく上回っており、自主財源の確保が大きな課題となっています。

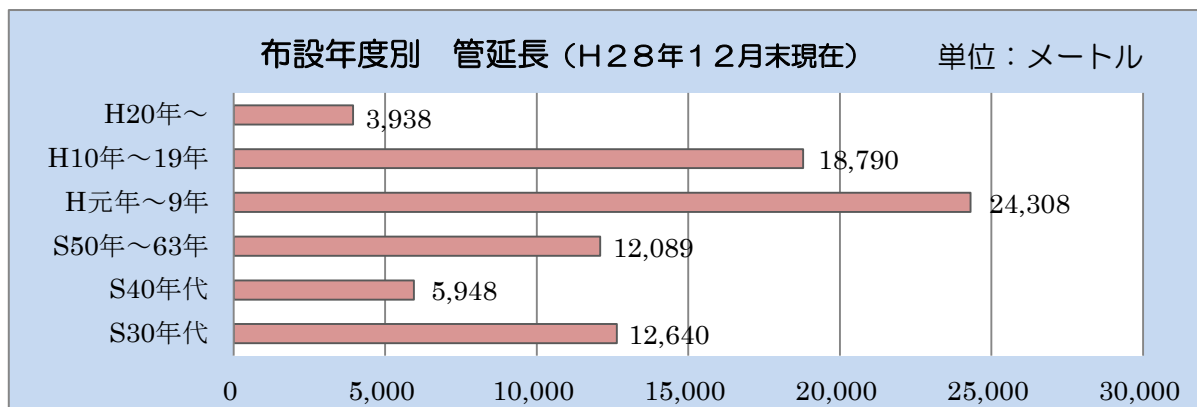




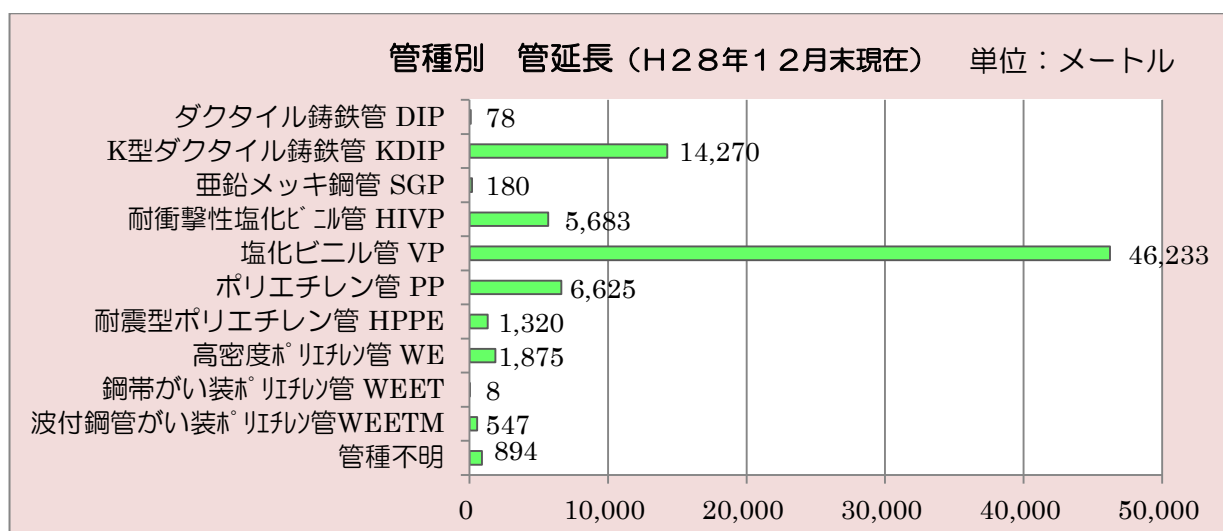
## 4. 水道施設の老朽化

### (1) 水道管の老朽化

上関町の管路総延長は約 77km となっており、古いものでは昭和 30 年代に布設された水道管が約 12.6 km、昭和 40 年代に布設された管が 5.9 km 現存しています。昭和 30 年代代の管は、布設後 60 年前後を経過し漏水事故等の発生が懸念されています。



水道管の管種別では塩化ビニル (VP) 管の布設延長は約 46.2 km と町全体布設延長の半分以上を占めています。この塩化ビニル管は铸铁管やポリエチレン管に比べ強度が低く、低温時 (凍結等) においては特に強度が低下する短所があります。このような理由から漏水事故の可能性が高いと考えられるため、強度や耐震性が高い管へ更新が必要となっています。



管路の更新にあたっては、水需要の動向・布設年度・管種・管口径・用途などを考慮し、更新周期を定め、優先度の高いものから取り組むとともに事業費を平準化することが求められています。また、老朽管更新に併せて耐震管に取り替えるなど、震災に備えた耐震性の向上を図ることも重要となっています。

塩化ビニル管（VP） 布設年度別・口径別の内訳表（H28年12月末現在）

管口径 管布設年	30mm 以下	40mm	50mm	65mm	75mm	100mm	150mm	計
S30年代	5847m	1179m	2521m		1063m	582m	11m	11203m
S40年代	1417m	853m	1214m		2036m			5520m
S50年～63年	1159m	1807m	4105m	1083m	1859m	1672m	45m	11730m
H元年～9年	286m	539m	2466m	485m	4922m	4380m		13078m
H10年～19年		12m	759m		1255m	642m	1827m	4495m
H20年～	6m	202m						208m
計	8715m	4592m	11065m	1568m	11135m	7276m	1883m	46234m

■ は布設後60年前後経過し漏水事故が多く、管更新の優先度が最も高い管延長

■ は老朽化等により漏水事故が起きやすいと考えられる管延長

### 水道管の種類と特徴

管種	特徴
ダクトイル鋳鉄管（DIP）	耐久性や粘りがあり、衝撃に強いが重量がある。本町の場合、継手の種類はA型とK型を使用。（昭和40年代～）
亜鉛メッキ鋼管（SGP）	強度・加工性・耐震性に優れ、内面に亜鉛メッキ処理を施した鋼管。本町は内面に塩化ビニルインナーを施したタイプを使用。
耐衝撃性塩化ビニル管（HVP）	耐腐食性に優れ軽量で加工しやすい。塩化ビニル管（VP）の衝撃強度を高めるため改良された。（昭和57年～）
塩化ビニル管（VP）	耐腐食性に優れ軽量で加工しやすい。強度は鋼管より小さく、低温時（凍結等）は耐衝撃性が低下する。（昭和30年代半ば～）
ポリエチレン管（PP）	軽量・柔軟で曲げることができる。耐寒性、耐衝撃性に優れる。傷がつきやすい。（昭和45年頃～）
耐震型ポリエチレン管（HPPE）	耐腐食性に優れ重量が軽く施工性が良い。融着継手により一体化でき、柔軟性があるため地盤変動に強い。（平成21年～）
高密度ポリエチレン管（WE）	ポリエチレン管（PP）に比べ硬い。耐衝撃性・耐候性に優れる。
鋼帯がい装ポリエチレン管（WEET）	鋼帯がい装により内圧強度を向上させた高密度ポリエチレン管
波付鋼帯がい装ポリエチレン管（WEETM）	鋼帯がい装により内圧強度を向上させた高密度ポリエチレン管に、波付鋼管で補強し内外圧強度を高めた管。

## (2) 浄水・配水施設の老朽化

上関町の浄水・配水施設の電気機械設備では落雷・老朽化等による故障などが発生しています。また、各地区の配水設備等の監視や自動制御を行う計装機器は10年から15年周期で更新が必要となります。水を安定的に供給するためには常に施設機能を発揮できるよう適切な更新や維持管理が求められています。

## 5. 水道に関わる人材の減少

多様化する水道の諸課題に的確に対応していくためには、官民間問わず水道の専門的な知識や技術、経験を有する職員や事業者、水道管理人を継続的に育成し確保していくことが重要となっています。

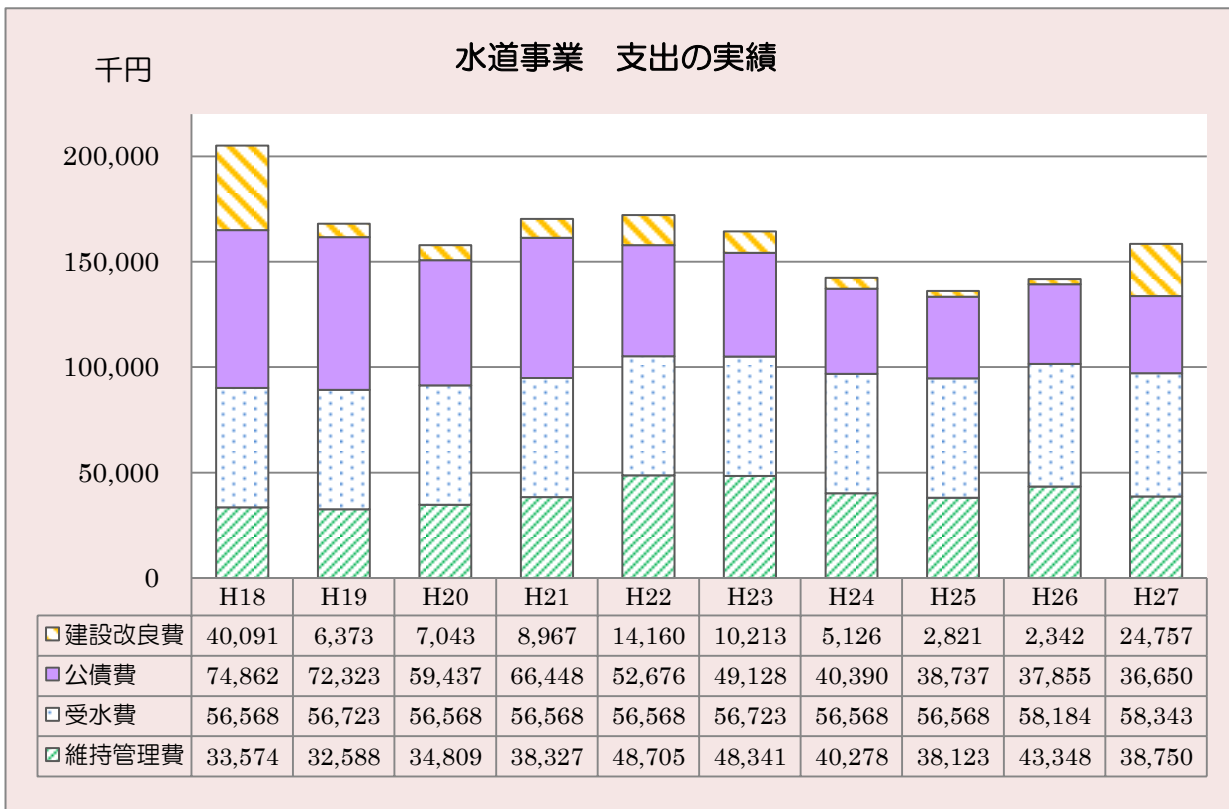
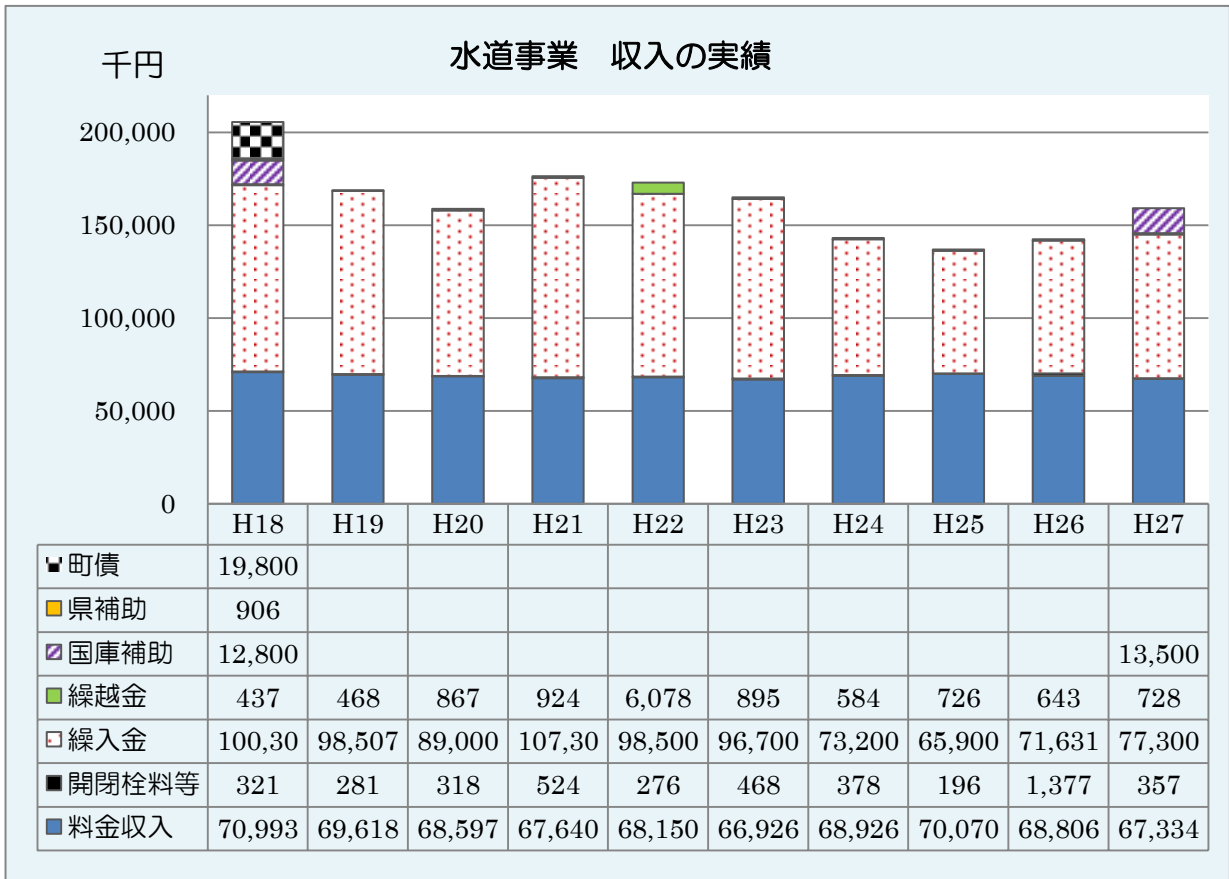
平成27年度より上下水道系の職員を3人から2人体制としたことにより支出の抑制を図ることができましたが、一方では専門知識を有する職員の確保育成が困難となっています。また離島の水道管理人においては、良質な水を安定的に供給する技術を次世代へ継承する必要性も高まっています。

## 6. 水道事業の財政状況の変化

### (1) 過去10年間の財政状況

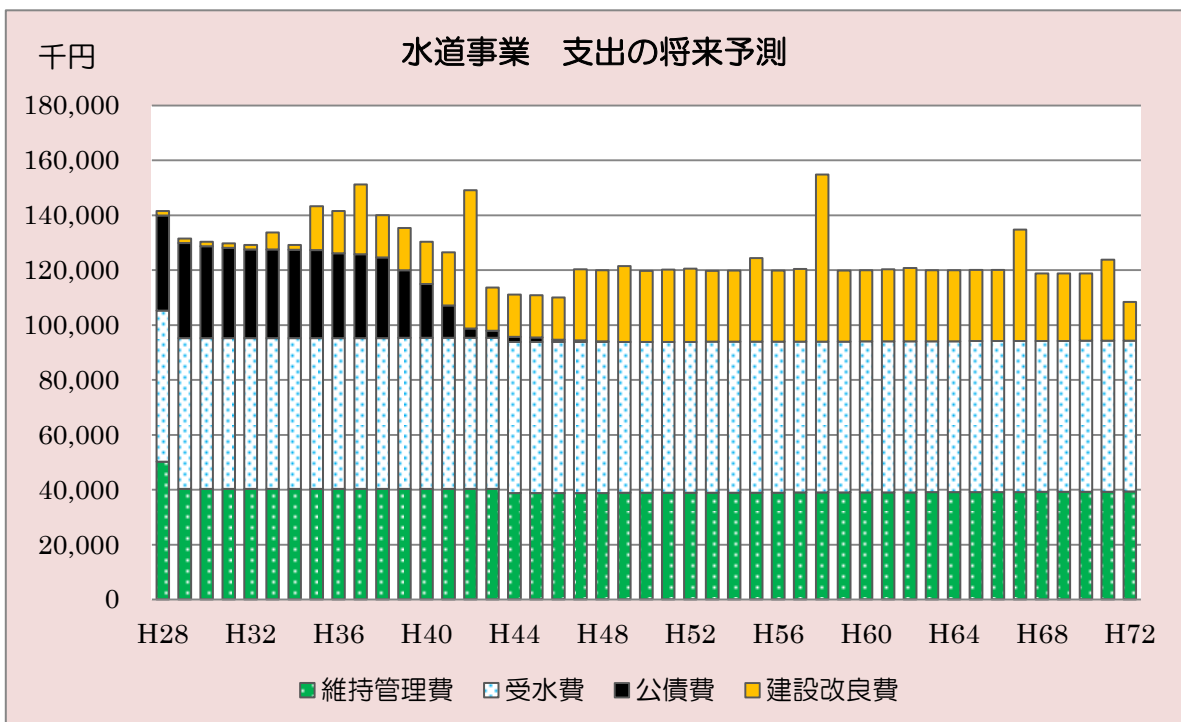
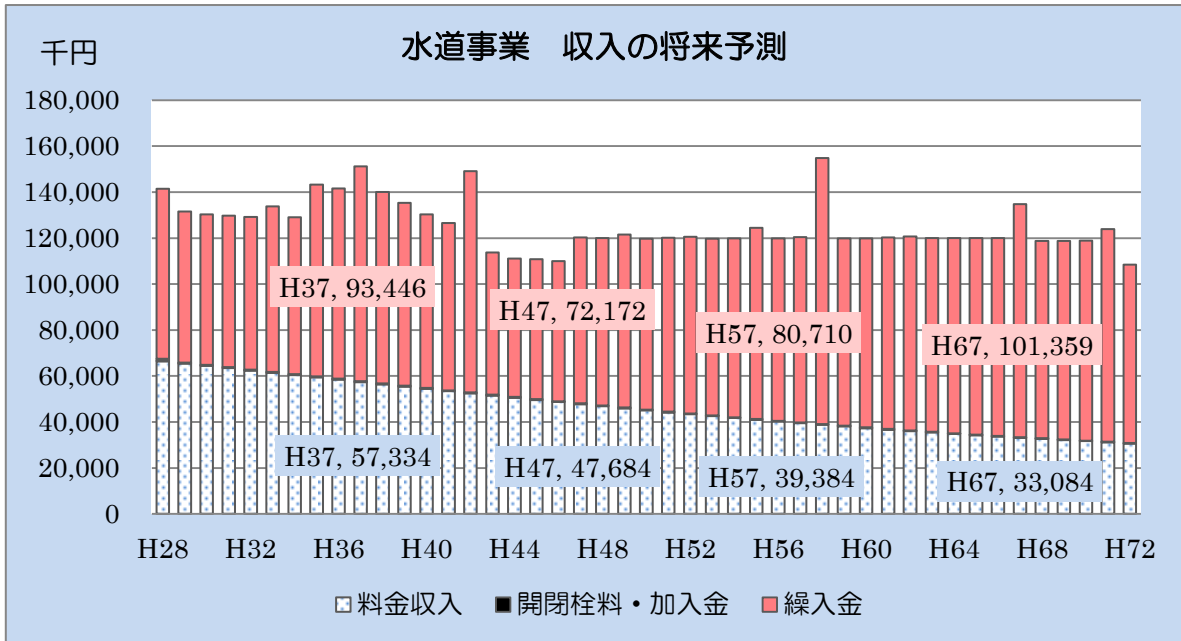
水道事業は、公営企業として独立採算性の原則のもと、運営されることとなっています。運営にかかる経費は主に利用者からの使用料で負担する事とされていますが、上関町の場合、回収できる使用料収入は毎年必要な経費の約二分の一以下です。不足分は主に一般会計からの繰入金で賄っているのが現状です。

公債費については、新たな借り入れを行わず償還が進んでいることから年々減少しています。建設改良費は漁業集落排水施設や道路の整備等に伴う布設替え・計装機器の更新などにより年度によって大きな差が生じています。



## (2) 財政状況の将来予測

平成 27 年度に実施した人員削減、元利償還に伴う公債費の減少により今後の支出総額は、過去 10 年間で比べると減少すると予測しています。しかし、老朽化に伴う水道管の更新等による建設改良費の増加や人口減少に伴う使用料収入の減少が続くと考えられていることから一般会計からの繰入金は年々増加し、町全体の財政状況の悪化につながると懸念されています。

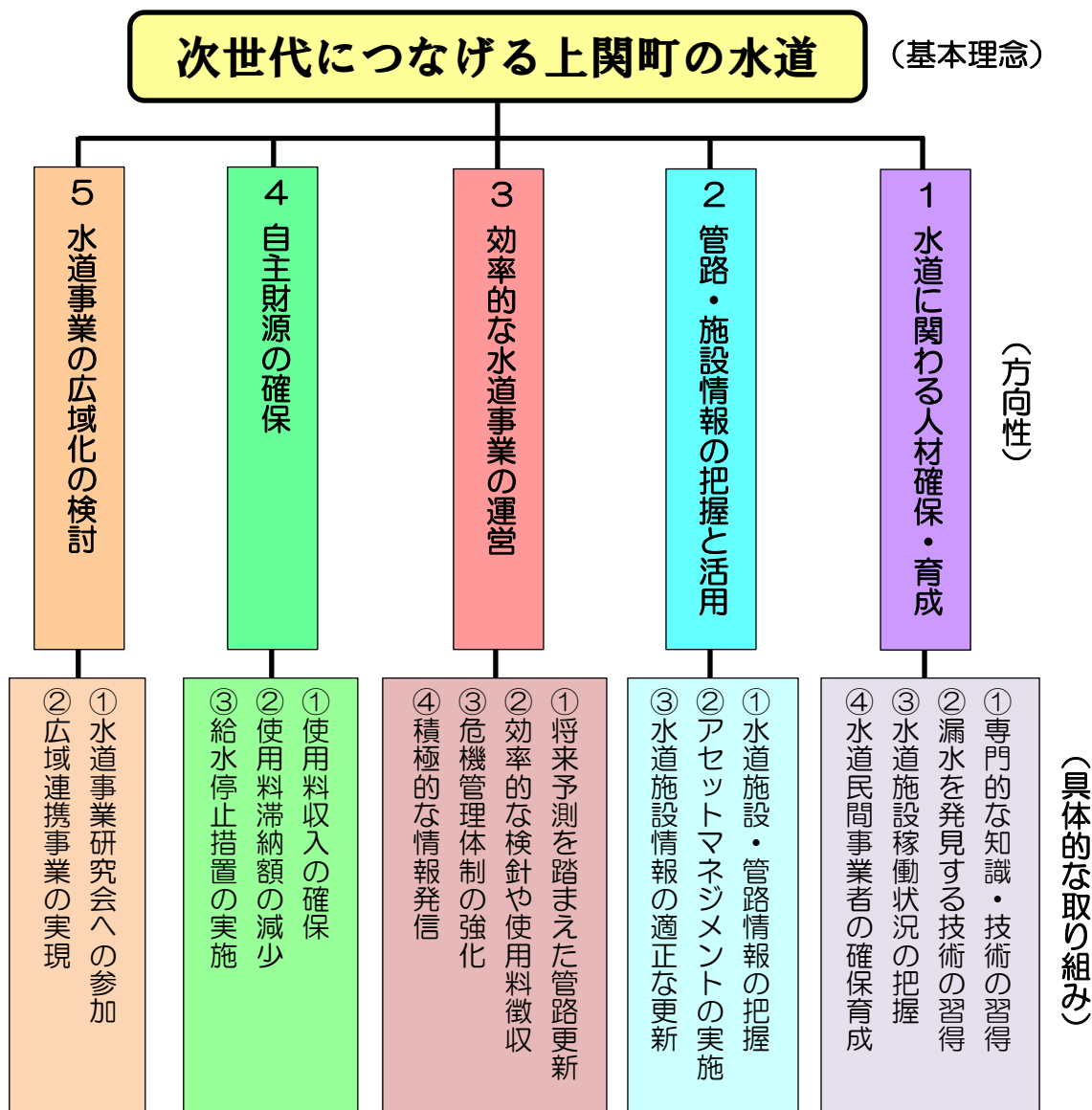


## 第4章 基本理念と目指す方向性

水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、次のような課題が見えてきます。

- ① 人 水道の専門的な知識・技術・経験を有する人材の減少
- ② 物 水道管の老朽化・耐震化
- ③ 金 使用料収入の減少・施設更新費や繰入金の増加
- ④ 情報 正確な水道資産の把握・長期的な将来予測の情報共有化

大変厳しい時代の到来が予測されますが、今後も安全で安心な水道水を持続的に供給することは水道事業者の使命ととらえ上記の課題解決に取り組み、**これまで築き上げてきた水道事業を次世代に確実に引き継ぐ**必要があります。このことから、本計画の「基本理念」と理念実現のために必要な方向性・具体的な取り組みを次のように設定しました。



## 1. 水道に関わる人材の確保・育成

### (1) 専門的な知識・技術の習得

漏水事故への対応、管の布設替え、計装機器の更新などは職員の実務経験を積む良い機会となります。多くの水道の担当職員が積極的に現場に行き、専門的な知識や技術の習得に努めます。

### (2) 漏水を発見する技術の習得

漏水調査を実施することで、地域内に布設された管・バルブ位置等の確認や送水・配水等の仕組みを学ぶ良い機会となります。また、漏水探知機の活用により漏水時の音の性質を見極める技術や地上に現れない漏水箇所を発見する技術の習得に努めます。

### (3) 水道施設稼働状況の把握

監視制御システムや施設情報管理システムの活用により、取水を行う水源の場所・導水管のルート・配水池や浄水場の仕組み・各地域への送水配水ルートなどの習得に努めます。

また、監視制御システムから得られる送配水量、塩素濃度、ポンプ稼働状況等の瞬時値や過去の数値（トレンドグラフ）等を読み取ることにより、異常な送水や配水等を見出す技術の習得に努めます。

### (4) 水道に関わる民間事業者の確保・育成

水道の専門的な知識・技術・経験を有する事業者や水道管理人・検針員の継続的な確保・育成に努めます。

## 2. 管路・施設情報の把握と活用

### (1) 水道施設・管路情報の把握

職員の人材育成、効率的な水道施設等の更新やその維持管理等を実現するためには、水道管・施設情報の正確な把握や整理が重要となります。このため平成28年度末には水道管路や施設の書類調査や現地調査を実施し、その情報を整理・閲覧しやすくするための水道施設情報システムを導入する予定です。



## (2) アセットマネジメントの実施

持続可能な水道事業を実現するためには、中長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する活動(アセットマネジメント)が極めて重要となります。平成28年度に実施した水道施設や管路の調査によって得られた情報をもとに、アセットマネジメントを実施し、適切な施設や管路等の更新が実現できる体制を整えます。

## (3) 水道施設情報システムの適正な更新

水道施設情報システム導入後は管路の新設や布設替え等を実施した場合は、その情報を正確にこのシステムに反映できる仕組みを整えていきます。

# 3. 効率的な水道事業の運営

## (1) 将来予測を踏まえた施設・設備や管路等の更新

浄水・配水施設・設備について今後10年間の更新予定はありませんが、突発的な故障等により更新が必要となった場合は、今後の水需要の動向を踏まえスペックダウンの可能性や代替案の有無等の比較検討を行った後に設備の更新をする必要があります。

水道管路について更新周期は法定耐用年数40年が一つの目安になりますが、実際には埋設環境や管種によって、その期間を超えても十分使用できる管が多くあります。水需要予測、管種、管口径、漏水の発生状況等を分析したうえで、できる限り既存管路を活用することにより、投資の無駄を省き、実態に即した上関町独自の更新周期を基準として更新を行います。

上関町の更新周期	管 種
80年	ダクティル鑄鉄管 (DIP) 耐震型ポリエチレン管 (HPPE) 高密度ポリエチレン管 (WE) 鋼帯がい装ポリエチレン管 (WEET) 波付鋼管がい装ポリエチレン管 (WEETM)
60年	塩化ビニル管 (VP) 耐衝撃性塩化ビニル管 (HVP) ポリエチレン管 (PP) 亜鉛メッキ鋼管 (SGP)



## (2) 効率的な検針や使用料徴収事務の確立

平成26年度までの組織体制では上水道と下水道事業を3人体制で運営してきました。しかし、平成27年度から人員削減を実施したことで2人体制となり、専門知識や技術を有する職員の確保・育成や離島の水道管理人に対する支援が難しくなっています。効率的な検針や料金徴収の仕組みを確立することで、生み出した時間やマンパワーをそれらに充てることが急務となっています。

平成28年度末にはハンディターミナルを導入し効率的な検針業務の確立を図ります。また、水道料金の未納者への訪問徴収は多くの時間と労力が必要となることから、なるべく督促状の送付・電話連絡・給水停止措置の実施などを基本とした効率的な料金徴収に努めます。

平成28年度末に導入予定の  
ハンディターミナル



## (3) 危機管理体制の強化

### ①漏水の未然防止

管路からの漏水は送水・配水にかかる経費の増加による経営効率の低下や道路等の陥没等による事故の危険性が高まることにつながります。平成27年度に導入した監視制御システムにより、長島・室津エリアの送水量・配水量等の情報がインターネットに接続できるパソコンやスマートフォンで確認できるようになりました。これにより異常な送水・配水等の確認が行い易くなり、漏水の早期発見や対処が可能となっています。今後もこれらのシステムの活用や各調整池の配水量の確認等により、引き続き効率的な漏水調査と修繕を実施します。

### ②災害発生時の危機管理体制の確立

災害発生時などに水道水確保のための応急対策を迅速かつ確実に実施するため、各種危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、マニュアルに基づいた訓練を実施するなど体制の充実を図ります。また、他水道事業体との応援協定の締結が可能かどうか検討を行います。

## (4) 積極的な情報発信

上関町簡易水道事業の現状をより多くの地域住民の皆様にとって頂くため、水道に関わる計画、料金、各種手続に関する情報、財務状況などを町ホームページ等での情報公開に努めます。

## 4. 自主財源の確保

### (1) 使用料収入の確保

上関町の水道使用料は、平成12年8月1日に改定を行って以来、現行の使用料で運営しています。(消費税率の改定による水道使用料の改定を除く)少しでも一般会計からの繰入金を減少させるために使用料収入の確保に努めます。

平成28年度4月時点の上関町の高齢化率は54.36%と全国的に見ても非常に高く住民の所得が低い現状では値上げは難しい状況です。しかし、一方では使用料収入が減少する中でも施設の老朽化による更新費用が必要と考えられます。

持続可能な水道事業を実現するためには、常に投資と財源のバランスを意識し、更なる経費縮減とともに料金の適正化について検討する必要があります。

### (2) 水道料滞納金額の減少

水道事業は、水道加入者から頂く水道使用料で運営しています。滞納があると、きちんとお支払い頂いた水道使用料等でまかなうことになり不公平が生じます。現在は分納誓約書の提出や督促状・給水停止予告通知の送付の活用など滞納対策に積極的に取り組み、滞納額は年々減少しています。今後もこの取り組みを継続し、水道使用料の確実な徴収と滞納額の減少に取り組んでいきます。

### (3) 給水停止措置の実施

再三の納入催促に従わない滞納者に対しては、受益者の公平性確保や納付意識の向上等を図るために上関町簡易水道給水条例・水道料金等滞納整理事務手続要綱に基づき給水停止措置を行います。

## 5. 水道事業の広域化の検討

### (1) 柳井地域水道事業研究会への参加

平成27年度より柳井市・田布施町・平生町・上関町・周防大島町・岩国市の2市4町で柳井地域水道事業研究会が設立されました。この研究会は各市町の水道事業体の置かれた立場や環境を理解し合うことや、将来に向かって厳しさを増す水道事業の経営環境に対応した今後の在り方を研究することを通じ、各水道事業経営に資することを目的として設立されました。

上関町の水道事業においても、厳しい経営環境の中で様々な課題に取り組んでいかなければなりません。しかし、小さな水道事業体単独で基盤強化を図ることが困難なケースも想定されます。このため本研究会への積極的な参加により広域化による水道事業のさらなる効率化や基盤強化の可能性を探求していきます。

### (2) 広域連携の実現

災害支援協定・水道管等原材料の融通・資材調達の方法・単価共有・人材育成など様々な分野で水道事業の効率化や経営基盤強化の可能性が考えられます。水道事業研究会等を通じて他事業体との信頼関係を構築し、実現しやすい分野から連携事業の可能性を探ります。

参考資料 投資財政計画 1

(単位:千円)

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
		(決算)	(決算) (見込)										
収益的収入	1 総収入	110,181	105,078	111,904	102,060	101,490	100,925	100,362	99,792	99,209	98,615	98,021	97,450
	(1) 営業収益	70,183	67,691	66,784	65,779	64,774	63,769	62,764	61,759	60,754	59,749	58,744	57,739
	ア 料金収入	68,806	67,334	66,334	65,334	64,334	63,334	62,334	61,334	60,334	59,334	58,334	57,334
	イ 受託工事収益												
	ウ その他	1,377	357	450	445	440	435	430	425	420	415	410	405
収益的支出	(2) 営業外収入	39,998	37,387	45,120	36,281	36,716	37,156	37,598	38,033	38,455	38,866	39,277	39,711
	ア 他会計繰入金	39,998	37,387	45,120	36,281	36,716	37,156	37,598	38,033	38,455	38,866	39,277	39,711
	イ その他												
	2 総費用	110,096	105,087	112,623	102,060	101,490	100,925	100,362	99,792	99,209	98,615	98,021	97,450
	(1) 営業費用	101,532	97,093	105,200	95,201	95,202	95,204	95,207	95,210	95,214	95,218	95,223	95,229
資本的収入	ア 職員給与	14,435	14,349	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
	イ 退職手当												
	イ 営業外費用	87,097	82,744	91,700	81,701	81,702	81,704	81,707	81,710	81,714	81,718	81,723	81,729
	ア 支払利息	8,564	7,994	7,423	6,859	6,288	5,721	5,155	4,582	3,995	3,397	2,798	2,221
	イ 一時借入金利息	8,564	7,994	7,423	6,859	6,288	5,721	5,155	4,582	3,995	3,397	2,798	2,221
資本的支出	イ その他												
	3 収支差引	(A)-(D)	(E)	85	△ 9	△ 719	0	△ 0	△ 0	0	△ 0	△ 0	0
	1 資本的収入	(F)	31,633	53,413	28,824	29,388	28,805	28,780	28,753	33,926	29,858	44,590	43,465
	(1) 地方資本費平準化債												
	うち 資本費平準化債												
(2) 他会計補助金													
(3) 他会計借入金													
(4) 固定資産売却補助金													
(5) 国(都道府県)補助金		13,500											
(6) 工事負担金													
(7) その他													
2 資本的支出	(G)	31,633	53,413	28,824	29,388	28,805	28,780	28,753	33,926	29,858	44,590	43,465	53,735
(1) 建設改良費		2,342	24,757	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	6,240	1,640	16,000	15,400	25,400
うち 職員給与													
(2) 地方債償還金	(H)	29,291	28,656	27,184	27,748	27,165	27,140	27,113	27,686	28,218	28,590	28,065	28,335
(3) 他会計長期借入金返還金													
(4) 他会計への繰出金													
(5) その他													
3 収支差引	(F)-(G)	85	△ 9	△ 719	0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	0	△ 0	△ 0	0
収支再差引	(E)+(I)	(J)											

参考資料 投資財政計画2

(単位:千円, %)

区分	年度	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算) (見込)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	643	728	719									
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	728	719	0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	0	△ 0	△ 0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(P)	728	719										
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率	( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	70,183	67,691	66,784	65,779	64,774	63,769	62,764	61,759	60,754	59,749	58,744	57,739
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)												
他会計借入金残高	(W)												
他会計借入金残高	(X)	398,120	369,464	342,280	314,532	287,367	260,227	233,114	205,428	177,210	148,620	120,555	92,220

〇他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算) (見込)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
収益的収支分		39,998	37,387	45,120	36,281	36,716	37,156	37,598	38,033	38,455	38,866	39,277	39,711
うち基準内繰入金		22,458	21,477	23,774	21,668	18,626	18,060	17,047	15,604	14,973	14,347	13,711	12,886
うち基準外繰入金		17,540	15,910	21,346	14,613	18,091	19,096	20,551	22,430	23,482	24,519	25,567	26,825
資本的収支分		31,633	39,913	28,824	29,388	28,805	28,780	28,753	33,926	29,858	44,590	43,465	53,735
うち基準内繰入金		11,706	11,954	12,207	12,465	12,729	13,000	13,276	13,558	13,848	14,143	13,964	14,253
うち基準外繰入金		19,927	27,959	16,617	16,924	16,076	15,781	15,478	20,368	16,011	30,448	29,502	39,483
合計		71,631	77,300	73,944	65,669	65,521	65,936	66,351	71,959	68,313	83,456	82,742	93,446